

# 仕 様 書

帯広地方合同庁舎に設置されているエレベーターを、常に最良の状態で作動・維持できる  
よう適切な保守管理業務を行うものとする。

- 1 業務名  
令和5年度帯広地方合同庁舎エレベーター保守管理業務
- 2 業務場所  
北海道帯広市西6条南7丁目3番地 帯広地方合同庁舎
- 3 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 4 対象物件  
機 種 : 乗用  
台 数 : 1台  
型 式 : シンドラー社製 MRL-P-13-CO-45-3F (機械室なし)  
駆動方式 : ロープ式  
制御方式 : VVVF (1階設置)  
積 載 量 : 900kg  
電動機容量 : 4.1Kw  
定 員 : 13名  
速 度 : 45m/min  
停止箇所 : 1階から3階までの各階  
付加仕様 : 地震時管制運転装置、火災時管制運転装置、停電時管制運転装置、車椅子  
対策装置、冠水時管制運転装置
- 5 契約方式  
POG契約 (定期的な保守 (機器・装置の清掃、注油、調整、消耗品の補充・交換等を行  
うこと) 及び定期的な点検 (機器・装置の損傷、変形、摩耗、腐食発生音等に関する異  
常・不具合の有無を調査し、保守及びその他の措置が必要かの判断を行うこと) のみを行  
い、劣化した部品の取替えや修理等を含まない契約)
- 6 業務内容
  - (1) 定期点検  
建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第88条第1項において準用する法第12  
条第4項の点検を、「昇降機検査資格者」が行うものとする。
  - (2) 定期検査  
人事院規則10-4第32条の定期検査を、「昇降機検査資格者」が行うものとする。
  - (3) 作業項目等  
上記 (1) 及び (2) のほか、建築保全業務共通仕様書 (平成30年版) (以下「共  
通仕様書」という。) 第2編第7章第1節の7. 2. 4による作業項目及び作業内容を、  
「昇降機検査資格者」が行うものとする。

(4) 修理、取替え、交換等

修理、取替え、交換等は、共通仕様書第2編第7章第1節の7. 2. 2による。

(5) 故障時等の対応

受注者は、発注者から故障等の通知を受けた際は、速やかに技術員を派遣し、修理・復旧、その他必要な措置を講ずるものとする。

(6) 受注者は、上記以外の場合でも、発注者から電気設備の保守点検に伴う停電等の場合で、技術員の立会を要請された場合は、速やかに技術員を派遣するものとする。

(7) 業務に必要な機械器具、消耗品等は、受注者が負担するものとする。

7 実施時期

実施日については事前に発注者と調整するものとする。

8 報告

受注者は、業務終了後に、毎回、その結果を記載した作業報告書を発注者に提出するものとし、上記(1)から(3)までの作業報告書は、点検内容を網羅し、計測値の記載、写真の添付等により、可能な限り、具体的な作業結果を記載すること。また、点検の結果、部品の劣化等により修理が認められる箇所等があった場合はあわせて報告するものとする。

9 その他

(1) 受注者は、業務の実施に必要な官公庁その他への手続き及び業務遂行に伴い発生した廃材等の搬出について、速やかに行うものとし、これに要する費用は、受注者の負担とする。

(2) 受注者の技術員が業務上受けた災害は、すべて受注者がその責に任ずるものとする。

(3) 受注者は、業務に従事させる技術員に対する使用者として、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保健法、職業安定法、その他技術員に対する法令上の責任をすべてを負い、責任をもって管理し、発注者に責任及び迷惑を及ぼさないものとする。

(4) 受注者は、業務に従事する技術員の教育指導に万全を期し、風紀及び規律の維持に責任を負い、秩序ある業務履行に努めるものとする。

(5) 本仕様にて定めのない事項については、発注者と緊密な連絡をとり、その指示に従うものとする。